

9.富士吉田市総合計画審議会条例・規則

■富士吉田市総合計画審議会条例

昭和 46 年 9 月 30 日 条例第 32 号

(設置)

第 1 条 富士吉田市における住民福祉の向上と市勢の発展を図るための総合的、基本的な長期計画及びその実施に関して必要な事項について調査審議するため、市長の諮問機関として富士吉田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合計画作成の基準となるべき事項
- (2) 総合計画の実施に関して必要な事項
- (3) 前 2 号に関する事項のほか、総合計画に関する重要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

(資料の提出等)

第 3 条 審議会は、必要に応じ、市長に対して資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 32 人以内で構成する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員及び公募による市民のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 審議会に専門の事項を調査させるため、特別委員を置くことができる。

4 前項の特別委員は、市長が必要があると認めるときに委嘱する。

(平 18 条例 30・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、市議会議員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱され、又は任命された委員は、その職を離れたとき委員の職を失う。

2 特別委員の任期は、専門事項の調査を行う期間内とする。

3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭 54 条例 17・一部改正)

(部会)

第 8 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭 63 条例 9・平 18 条例 2・平 23 条例 24・平 25 条例 29・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富士吉田市総合開発審議会条例（昭和41年条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和47年条例第13号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第9号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年条例第29号）
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■富士吉田市総合計画審議会規則

昭和46年9月30日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士吉田市総合計画審議会条例（昭和46年条例第32号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、富士吉田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第8条の規定に基づき、審議会に別表に掲げる部会を置き、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる事項を担当するものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これと異なる指示をすることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選による。
- 5 部会は、会長の承認を得て部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議については、条例第7条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの項中「審議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 7 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 10 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 20 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 20 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平 18 規則 10・全改、平 22 規則 20・平 24 規則 20・一部改正）

部会及び担任事項

部会名	担任事項
総務行政部会	1 人口及び就業構造に関する事 2 行政運営に関する事 3 情報化に関する事 4 各部会の調整に関する事 5 市町村合併に関する事 6 総合計画の取りまとめに関する事 7 国際化に関する事 8 男女共同参画社会に関する事 9 他の部会に属さない事
市民生活・環境部会	1 環境に関する事 2 社会福祉及び社会保障に関する事 3 少子高齢化に関する事 4 保健衛生に関する事 5 医療に関する事 6 公害に関する事
産業観光部会	1 産業振興に関する事 2 消費に関する事 3 流通に関する事 4 労働に関する事
都市基盤部会	1 土地及び水利用に関する事 2 交通に関する事 3 上下水道に関する事 4 住宅に関する事 5 まちづくりに関する事 6 災害に関する事 7 防災対策に関する事
文化教育部会	1 学校教育に関する事 2 生涯教育に関する事 3 文化及び芸術に関する事 4 スポーツに関する事 5 青少年対策に関する事